

【論点3】

使用料の水準と対象経費、積立金のあり方

使用料の水準と対象経費、積立金のあり方

- 使用料について、平成18年以降、地財措置の前提とする水準を3,000円/20㎡に設定(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H26.8.29公営企業課長等通知))し据え置いてきたが、全国平均はこれを上回ったこと、参考比較してきた水道料金等も上昇していること、消費税増税、所要経費の増加等の環境変化があることを踏まえ、見直しが必要ではないか。
- その場合の水準について、全国平均や物価変動などの客観的状況に機械的に連動させる手法なども考えられるのではないか。(参考:下水道の高資本費対策は料金が3,000円以上であることを要件とするが、水道の高料金対策は料金が全国平均以上であることを要件化(H31改正))
- 使用料について、人口密度が大きく財政力が高い自治体は千円代が多く、人口密度が小さく財政力が弱い自治体は4千円以上が多い現状であるが、地方財政措置等について、財源調整や財源保障等の観点からどのように考えるか。
- 今後の改築費の増加や人口減少等を踏まえ、経費回収率が100%に近い事業は、水道事業、ガス・電気事業等と同様に、将来の改築費の財源となる資産維持費を見込んだ使用料設定が必要ではないか。その上で、これを財源とした積立金を将来の改築費用に充当することを促す仕組みとすべきではないか。

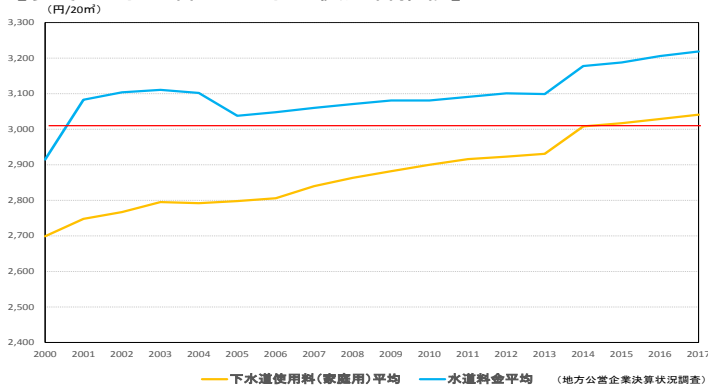
【参考1 公営企業の経営に当たっての留意事項について(H26.8.29)】

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

(1)⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20㎡を前提として行われていることに留意すること。

【参考2 水道料金・下水道使用料推移】

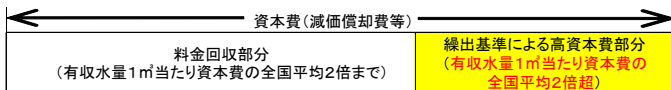


【参考4 使用料水準の分布】

下水道使用料	現在処理区域内人口											合計	構成比率		
	都道府県及び指定都市	30万人以上	10万人以上30万人未満	5万人以上10万人未満	3万人以上5万人未満	1万人以上3万人未満	6千~1万	4千~6千	2千~4千	1千~2千	5百~1千			2百~5百	2百未満
600円未満						2	1					3	6	0.2%	
600円以上800円未満														7	0.2%
800円以上1,200円未満														15	0.4%
1,200円以上1,400円未満														44	1.2%
1,400円以上1,600円未満	3	2	7	6	1	6	3	2	4	1	1	1	4	45	1.3%
1,600円以上1,800円未満	3	3	6	5	5	5	3	4	4	3	3	1	1	88	2.5%
1,800円以上2,000円未満	12	4	19	13	8	15	8	6	9	8	10	6	3	152	4.3%
2,000円以上2,200円未満	4	4	18	22	7	26	12	10	19	23	17	15	10	187	5.3%
2,200円以上2,400円未満	9	4	19	21	9	32	12	18	26	16	12	10	6	190	5.4%
2,400円以上2,600円未満	3	6	13	23	8	43	26	24	36	25	23	14	22	270	7.7%
2,600円以上2,800円未満	7	2	6	14	52	49	27	34	46	31	24	21	30	309	8.8%
2,800円以上3,000円未満	8	3	10	11	6	46	30	33	53	33	36	18	33	320	9.1%
3,000円以上3,200円未満		1	14	12	21	65	45	36	52	39	44	30	34	394	11.2%
3,200円以上3,400円未満		3	4	9	13	64	40	49	77	49	36	35	51	430	12.2%
3,400円以上3,600円未満						30	24	20	57	32	27	15	33	270	7.7%
3,600円以上3,800円未満	2		1	3	6	33	34	36	45	29	24	22	36	266	7.5%
3,800円以上4,000円未満						4	3	12	20	25	14	17	29	181	5.1%
4,000円以上4,200円未満						2	6	10	13	20	13	10	7	95	2.7%
4,200円以上4,400円未満						1	21	9	19	17	9	11	10	94	2.7%
4,400円以上4,600円未満							5	5	2	11	8	4	9	55	1.6%
4,600円以上4,800円未満							4	4	1	8	6	4	10	44	1.2%
4,800円以上5,000円未満							5	4	3	7	2	3	5	35	1.0%
5,000円以上5,200円未満														7	0.2%
5,200円以上5,400円未満														3	0.1%
5,400円以上5,600円未満														7	0.2%
5,600円以上5,800円未満														4	0.1%
5,800円以上6,000円未満														1	0.0%
6,000円以上6,200円未満														2	0.1%
6,200円以上6,400円未満														3	0.1%
6,400円以上6,600円未満														1	0.0%
6,600円以上6,800円未満														1	0.0%
6,800円以上7,000円未満														1	0.0%
7,000円以上7,200円未満														0	0.0%
7,200円以上7,400円未満														0	0.0%
7,400円以上7,600円未満														0	0.0%
7,600円以上7,800円未満														0	0.0%
7,800円以上8,000円未満														1	0.0%
8,000円以上														0	0.0%
平均使用料	2,292	2,308	2,292	2,497	2,686	2,923	3,117	3,118	3,205	3,196	3,130	3,157	3,297	3,036	
合計	53	36	133	165	137	507	334	317	543	395	319	246	344	3,529	100%

(地方公営企業決算状況調査)

【参考3 上水道事業の高料金対策のスキーム図】



※料金が全国平均以上であることが要件

8割を交付税措置

【参考5 下水道事業における資産維持費】

○資産維持費の算入について
 平成29年3月、「下水道使用料算定の基本的考え方」
 (日本下水道協会発行)が改訂され、下水道の使用料
 対象経費に資産維持費を位置づけることとされた。
 → 国土交通省、総務省の各事務連絡において、この資
 産維持費を使用料対象経費に位置づけることを通知

○下水道事業における資産維持費とは、「将来の更新
 需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化
 (耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、使
 用者負担の期間的公平等を確保する観点から、**実体資
 本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用
 (増大分に係るもの)**として、適正かつ効率的、効果的な
 中長期の改築(更新)計画に基づいて算定するもの」

【参考6 水道事業における資産維持費】

○ 資産維持費の計算方法 : 対象資産×資産維持率(3%を標準)
 (「水道料金算定要領」)

資産維持費相当額を 算入しているか	回答事業者数 (N=1,269)	
算入している	527	41.5%
算入していない	742	58.5%

○ 水道事業者のうち、41.5%が資産維持費を算入
 厚生労働省・総務省・(公社)日本水道協会アンケート調査結果(平成29年4月)

【参考7 上水道・下水道の積立金の状況】

		利益剰余金		
			うち積立金 (利益剰余金に 占める比率)	うち建設 改良積立金 (利益剰余金に 占める比率)
水道 事業		16,930億円	7,626億円 (45.0%)	4,174億円 (24.7%)
	計上事業数 (全体に占める 比率(%))	1,381事業	1,113事業 (80.6%)	850事業 (61.5%)
下水道 事業		4,866億円	1,006億円 (20.7%)	336億円 (6.9%)
	計上事業数 (全体に占める 比率(%))	825事業	155事業 (18.8%)	53事業 (6.4%)